

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

相良村は、豊かな自然に恵まれ、古い歴史と伝統が息づく農山村で、熊本県の南部、球磨郡のほぼ中央に位置しており、北部は「五木の子守唄」で有名な「五木村」と隣接し、標高400mから1,300mの山岳が連なって広大な山林を形成している。また、南部は「球磨川下り」で有名な「人吉市」と隣接しており、村の中央には、日本三大急流の一つである「球磨川」最大の支流で、八代郡泉村を源流とする「川辺川」が北から南へ貫流し、村の中流域から下流域にかけ平野が拓け、水田や畑が広がる典型的な農業地帯となっている。

相良村は、戦後人口が急増し、1955年には8,809人だったが、以降は1970年代の高度経済成長期頃まで急激な人口減少が続いた。その後、1990年代の前半頃まではほぼ横ばいだったが、後半頃から再び減少傾向が続き、住民基本台帳での2025年現在の人口は3,898人となっている。国立社会保障人口問題研究所（社人研）の推計では、相良村の人口は急速に減少を続け、2040年には2,527人に、2060年には1,887人になるものと推計されている。

総人口の減少傾向と同様に、生産年齢人口（15歳～64歳）と年少人口（0歳～14歳）のいずれも減少が続いており、老年人口（65歳以上）は、生産年齢人口が順次老年期に入り増え続け、また平均寿命が延びたこともあり、1990年には年少人口を上回り、以降も増加を続けていることから、過疎化・高齢化への対応が課題となっている。

相良村の産業は、農林業が主体で、特産物は、米・茶・葉タバコ・メロンであり、特にお茶は、団地形成化され生産量は県内一となっている。

産業別就業人口割合は、1960年は第1次産業が78.2%、第2次産業が6.1%、第3次産業が15.7%となっていたが、2020年では第1次産業が20.5%、第2次産業が22.8%、第3次産業が51.0%となっており、1次産業から2次・3次産業へのシフトが進んでいる。

現在、域内の中小企業数は減少傾向にあり、さらに人手不足、後継者不足等の課題にも直面している。現状を放置すると長い歴史を経て形成された村内の産業基盤が失われかねない状況である。

このような中、独自の取り組みとして村内事業者による特産品等を活用した新製品開発の支援等を講じてきたが、引き続き村内中小企業の生産性の抜本的な向上により、人手不足等に対応した事業基盤を構築するとともに、後継者が引き継ぎたいと思えるような企業にしていこうとする取組を支援していくことは、喫緊の課題である。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、生産性を向上させ雇用の場の創出を図ることを目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に1件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

相良村の中小企業者による幅広い取組を促す観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

相良村全域において中小企業者が事業を営んでいることから、幅広く中小企業者の生産性向上の実現に向けた取組を促すため、本計画の対象区域は相良村全域とする。

(2) 対象業種・事業

相良村の産業は、農林水産業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が相良村の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等、多様である。したがって本計画においては、労働生産性が年平均3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から2年間（令和8年3月22日～令和10年3月21日）とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間
3年間、4年間、5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ① 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- ② 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。
- ③ 自然災害等の発生を誘発する可能性の高い危険箇所等への導入を認定の対象としない等、安全な地域経済の発展に配慮する。